

正副会長の活動状況

知財改革の中での正副会長会の今後の取り組み

日本弁理士会総括副会長 佐藤 辰彦

はじめに

7月下旬に支部および地区部会の立ち上げが完了し、漸く弁理士会の組織全体が本年度の活動を本格的に開始した。その間、昨年小泉首相により策定された知的財産推進計画の全面的な見直しが行われ、5月27日に二百数十の改革項目が追加された「知財推進計画2004」が閣議決定された。

知財改革の中で

この知財推進計画は単に政府が書いた作文ではなく、これが政府の政策方針である以上、この政策課題についてすべての関連官庁や機関がその実現に向かって努力することが求められている。これはわが国の政治的課題であるとの認識の下、多くの政治家も産業界も裁判所も司法界も真剣に取り組んでいる。それは、根底に知財を通じて国際競争力が低下した日本をもう一度復活させようとの認識で多くの人の共感を得ているからだ。

弁理士を取り巻く環境の変化

この中で、われわれ弁理士の置かれる環境を振り返ると、直接的には弁理士試験合格者の大幅な増員により、5,700余の弁理士全体の約20パーセントに近い新規弁理士がたった2年の間に誕生した。今後もこのスピード以上の速さで弁理士数が増加する。他方、本年4月からロースクールがスタートし2年後には大幅な弁護士が誕生する。

今、弁理士に求められているもの

知財創造立国とは、言うまでもなく知財で国を興そうということである。そのためには知財が国を興す力を持たなければならない。しかし、特許などの知財の権利を取得しただけでは国を興すことにはならない。知財の権利の前提となる発明等が活用されてはじめて起業がなされ産業が発展する。今まで知財の権利創設を中心として活動してきた弁理士に、さらに一層権利創設の業務に加え

て、知財で収益を上げる、知財で起業する、知財で企業を守る等の知財活用・保護の業務での活躍を求める声が大きくなってきている。

今の弁理士会の体制では限界

これらの大きな流れの中にあって、これに立ち向かうためには個々の弁理士では対応できるものではない。弁理士全体の力をもって対応しない限りできるものではない。弁理士会の状況をみると、これだけ取り巻く環境が変化しているにもかかわらず、第1次弁理士法改正以前の体制のままである。正副会長会は会務の繁忙性に直面しているだけでなく、多くの政府や特許庁などの改革の流れに即応しなければならぬ緊急性に対応することが困難な状況となっている。

弁理士の地方での組織的活動への要求

今、知財改革は、結局大企業と都市部の企業に有利で地方の中小企業には恩恵はないのではとの声の一部にある。これに呼応するように、知財を通じて地域産業を振興しようということが政治課題となっている。このために地方自治体等の知財による産業振興の受け皿になる地域における弁理士の組織的な活動が強く求められている。

今年の日本弁理士会の重点課題

以上のような認識のもとに、正副会長会は次の点を重要課題として取り組んでいる。

1. 試験制度・研修を含めた弁理士の人材育成のあり方の検討
2. 役員・支部等の弁理士会組織の改革
3. 地域における弁理士活動の促進

これらの課題は今年度中に対応しなければならないもので今年度内の決着が求められている。このため12月と来春3月の2度の臨時総会の開催を目指している。かかる状況を踏まえて会員の支援と協力をえて是非とも多くを実現したいものである。